ＧＡＴＳの構造と機関

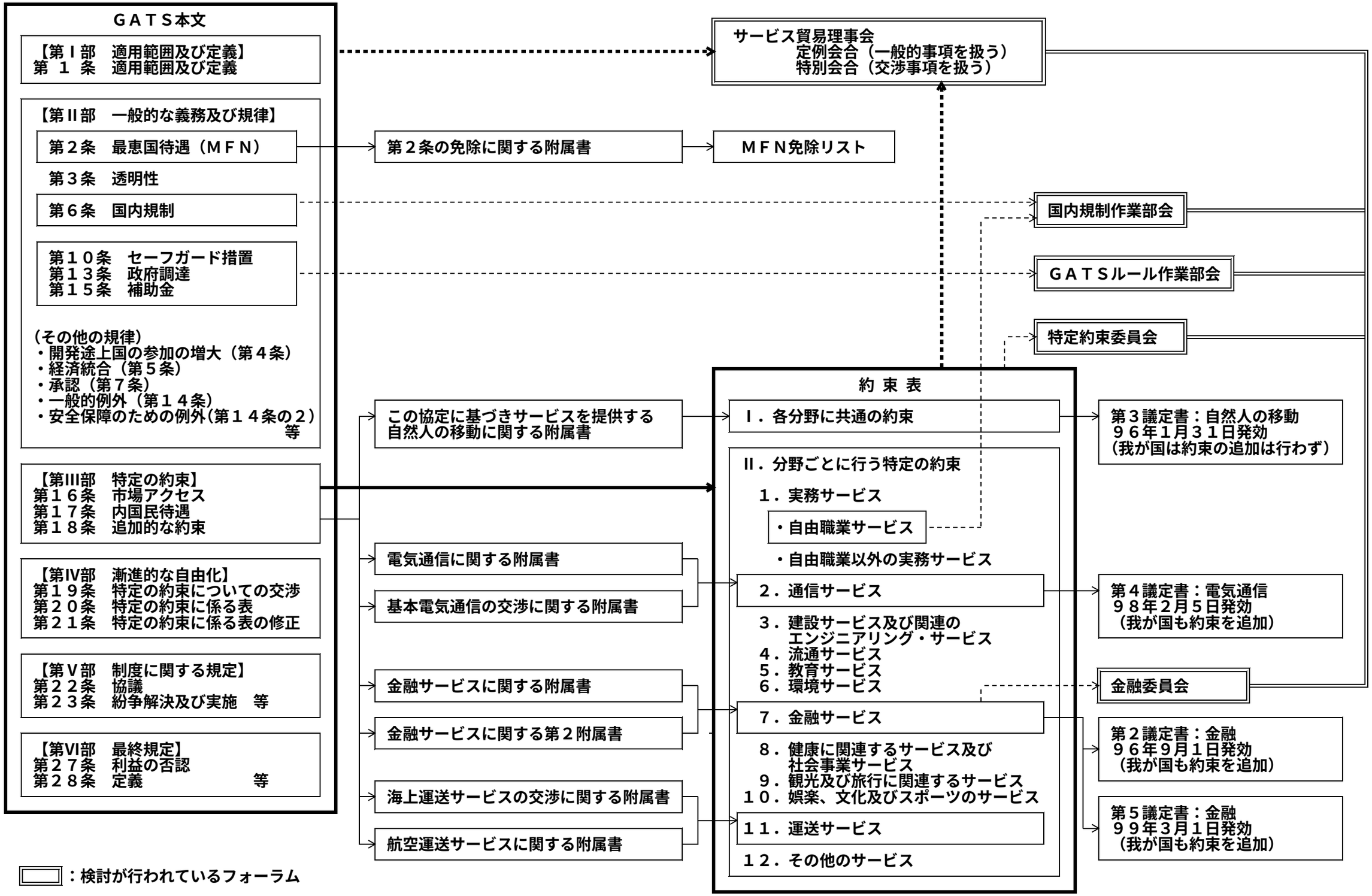
ＧＡＴＳ本文
【第Ｉ部　適用範囲及び定義】
第　１　条　適用範囲及び定義
【第II部　一般的な義務及び規律】
第２条　最恵国待遇（ＭＦＮ）
第３条　透明性
第６条　国内規制
第１０条　セーフガード措置
第１３条　政府調達
第１５条　補助金
（その他の規律）
・開発途上国の参加の増大（第４条）
・経済統合（第５条）
・承認（第７条）
・一般的例外（第１４条）
・安全保障のための例外（第１４条の２）
等
【第III部　特定の約束】
第１６条　市場アクセス
第１７条　内国民待遇
第１８条　追加的な約束
【第IV部　漸進的な自由化】
第１９条　特定の約束についての交渉
第２０条　特定の約束に係る表
第２１条　特定の約束に係る表の修正
【第Ｖ部　制度に関する規定】
第２２条　協議
第２３条　紛争解決及び実施　等
【第VI部　最終規定】
第２７条　利益の否認
第２８条　定義　等
サービス貿易理事会
定例会合（一般的事項を扱う）
特別会合（交渉事項を扱う）
第２条の免除に関する附属書
ＭＦＮ免除リスト
国内規制作業部会
ＧＡＴＳルール作業部会
特定約束委員会
この協定に基づきサービスを提供する自然人の移動に関する附属書
電気通信に関する附属書
基本電気通信の交渉に関する附属書
金融サービスに関する附属書
金融サービスに関する第２附属書
海上運送サービスの交渉に関する附属書
航空運送サービスに関する附属書
約 束 表
Ｉ．各分野に共通の約束
II．分野ごとに行う特定の約束
１．実務サービス
・自由職業サービス
・自由職業以外の実務サービス
２．通信サービス
３．建設サービス及び関連のエンジニアリング・サービス
４．流通サービス
５．教育サービス
６．環境サービス
７．金融サービス
８．健康に関連するサービス及び社会事業サービス
９．観光及び旅行に関連するサービス
１０．娯楽、文化及びスポーツのサービス
１１．運送サービス
１２．その他のサービス
第３議定書：自然人の移動
９６年１月３１日発効
（我が国は約束の追加は行わず）
第４議定書：電気通信
９８年２月５日発効
（我が国も約束を追加）
金融委員会
第２議定書：金融
９６年９月１日発効
（我が国も約束を追加）
第５議定書：金融
９９年３月１日発効
（我が国も約束を追加）
：検討が行われているフォーラム